

## 2 北海道高等学校文化連盟専門部設置細則

北海道高等学校文化連盟規約補則の第21条により専門部設置細則を定める。

### 1 専門部設置基準

専門部設置の基準は次のとおりとする。

- (1) 全国高文連に当該専門部が設置され、かつ本連盟の複数の支部で大会もしくはそれに準じた活動（研修会・交流会等）をしていること。
- (2) 全国高文連に当該専門部が設置されていないが、本連盟の半数以上の支部で大会もしくはそれに準じた活動（研修会・交流会等）をしていること。

### 2 専門部新設

専門部新設は次の手順とする。

- (1) 専門部設置基準に該当するとき、新設を要請する部門の代表は、関係する支部長を通じて会長に設置を申請する。
- (2) 会長は常務理事会に諮り、役員会を経て総会で決定する。

### 3 専門部改廃

専門部の改廃は次の手順とする。

- (1) 専門部設置基準にてらし、会長または当該専門部長が改廃について検討の必要があると認めたとき、あるいは改廃の申請が専門部長より提出されたとき。
- (2) 会長は常務理事会に諮り、役員会を経て総会で決定する。

### 4 新設部、改部の専門部運営費及び大会補助金等

常務理事会で基準案を作成し、役員会を経て総会で決定する。

### 5 その他

この細則は役員会の決定により改正することができる。

昭和49年 5月 9日 制定

平成 2年12月 8日 改正

平成28年 1月22日 改正